

公益社団法人神奈川県理学療法士会 会報 《投稿規程》

1. 投稿原稿の種類

- ① 研究論文:新規性および独創性があり、明確な結論を示した論文。
- ② 短 報:研究の速報、略法として簡潔に記載された短い研究論文。
- ③ 症例報告:症例の治療及び経過などについて倫理的に提示し、考察を行ったもの。
- ④ 調査:物事の実態や動向などを調査し、まとめたもの。
- ⑤ その他:実践報告など、学術誌編集部で適切と判断された論文とする。

2. 投稿者の資格

会報への投稿は理学療法の発展に寄与する論文であれば会員に限らず投稿を受理する。

3. 投稿原稿の条件

投稿原稿は、他誌に掲載、または投稿中の原稿でないこと。

博士論文は公開されているものとして取扱うため受理しない。修士論文・卒業論文は、タイトルの変更や症例数の追加、考察の加筆・修正など、修士論文・卒業論文に修正が加わった場合、受理する。なお、「この研究は〇〇大学の修士研究で行ったものです」、「本研究は結果の一部は〇〇学会で発表しています」などの記載をすること。本規程および執筆規程に従って作成すること。

4. 投稿承諾書

著者の論文への責任および著作権譲渡の確認のため、別紙の投稿承諾書に自筆による署名をして投稿論文に添付すること。

5. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、公益社団法人神奈川県理学療法士会に属する。また、本誌に掲載された論文はオンライン公開される。

6. 研究倫理

ヒトを対象とした研究にあたっては、ヘルシンキ人権宣言に基づくこと。その際、インフォームドコンセント、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。症例の提示にあたっては、個人のプライバシーの侵害とならないよう、個人を特定しうる情報の扱いには十分に配慮すること。

7. 原稿の採択

原稿の採否は学術誌編集部において決定する。査読の結果は編集委員を通して原稿の修正を求めることがある。修正を求められた場合は、指定された期限内に修正原稿を提出すること。提出期限を超過した場合は原稿掲載をしないことがある。また、必要に応じて査読系の責任において字句の訂正や論文の種類の変更を求めることがある。原稿掲載の目安として、投稿者が投稿した年度内に掲載を望む場合は、**7月末**までに投稿すること。

8. 校正

著者校正は原則として1回とする。

9. 投稿に関する費用

理学療法士の免許を有する日本理学療法士協会非会員の投稿には審査料と掲載料を徴収する。詳細は編集部会に問い合わせること。

10. 別刷り

別刷りは20部を無料で贈呈する。

2010年10月作成

2012年9月改定

2013年12月改定

2020年5月改定